

一般財団法人島根県建築住宅センター
住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、関連法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び一般財団法人島根県建築住宅センター住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、申請する住宅の情報を住宅省エネルギー性能証明申請書（以下「申請書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、規程に従い、申請書及び必要な図書（以下「申請書等」という。）を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出された書類のみでは審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務（以下「業務」という。）の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 4 甲は、一般財団法人島根県建築住宅センター住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金規程（以下「料金規程」という。）に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する支払期日までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、乙の審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに申請書等の修正その他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。
- 2 乙は、業務を第3条に規定する業務期日までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った場合その他不可抗力により業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 3 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合は、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 4 第2項及び前項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については、甲乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合は、乙は、住宅省エネルギー性能証明書（以下「証明書」という。）を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を発行しないことにより甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、料金規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込

みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(証明書交付前の変更申請等)

第6条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙にその旨及び変更内容について通知しなければならない。

2 乙が、前項の変更を大幅なものと認めた場合にあっては、甲は、乙に変更住宅省エネルギー性能証明申請書に変更に係る図書及び変更内容を示す図書を添えて提出しなければならない。

3 乙が、前項に該当しないと認める場合は、甲は、乙に軽微な変更届出書に変更に係る図書及び変更内容を示す図書を添えて提出しなければならない。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、又はその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取下げ)の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、支払期日までに支払わないとき

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を発行することができないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、業務を行うことにより、甲の申請に係る住宅が関係法令等に適合することを保証しない。

2 乙は、業務を行うことにより、甲の依頼に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した申請書等に虚偽があることその他の事由により、適切な業務を行うことができなかった場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

(国土交通省等への報告等)

第10条 乙は、国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合は、審査の内容、判断根拠その他の情報について報告等を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3) 公的な機関から報告、開示等を求められた場合（前条に定める場合を含む。）

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

附 則

この約款は、令和5年7月1日から施行する。